平成２３年（フ）第１２６４号
大阪府富田林市清水町３番４―405号
債務者　髙橋みゑ子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２９３号
堺市南区竹城台４丁２番16―307号
債務者　中林　和代
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３１５号
堺市南区原山台５丁１番13―309号
債務者　石田　篤
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
岡山県美作市福本753番地５
債務者　伊東ちづ江
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１２６号
岡山県津山市横山596番地
債務者　松本　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後３時
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１２７号
岡山県津山市横山596番地
債務者　松本　勇
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後３時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第６７６７号
大阪府東大阪市日下町７丁目７番48号
債務者　寺川　潔
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５４２号
大阪府高槻市城北町２丁目９番２―502号
債務者　山田　大樹
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３４号
栃木県小山市大字出井1859番地13、従前の住所栃木県小山市大字出井1858番地46
債務者　小川　文男
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１２１号
岡山県津山市小田中1429番地３
債務者　土井　典子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１３５号
岡山県津山市河辺2127番地21　エクセルメゾン河辺103
債務者　渡部　基
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２６１９号
横浜市金沢区並木１丁目20番４―402号
債務者　小暮　綾（旧姓住田）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３号
栃木県小山市神鳥谷１丁目15番12号　南２、従前の住所栃木県小山市大字間々田2453番地176
債務者　土井　正男
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２５７４号
横浜市磯子区西町９番16号
債務者　大河原智行
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第４２号
栃木県佐野市韮川町278番１
破産者　有限会社板橋石材工業
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第２３８号
長崎県西海市西海町木場郷480番地１
破産者　株式会社岩松
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係